

2020年3月吉日

取引先各位

伊方サービス株式会社  
総務部

## 資材契約約款改正のご案内

拝啓 仲春の候 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は弊社に各段のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、弊社との資材取引にあたり適用する契約約款（工事請負契約約款、業務委託契約約款）を改正いたしましたので下記のとおりお知らせいたします。なお、今回改正の主たる目的は、2020年4月1日から施行される改正民法への対応によるものとなっております。

敬具

記

### 1. 改正約款

- (1) 工事請負契約約款
- (2) 業務委託契約約款

\*改正約款については、弊社ホームページ（以下 URL）よりご確認ください。

<http://www.ikata-s.co.jp/settlement1.html>

### 2. 主な改正内容

- (1) 契約の成立時期の変更（請書提出時→請書受領時）
- (2) 権利義務の譲渡に関する条項の変更

現行約款では債権譲渡を原則禁止としているが、改正後は契約業務を実施するための資金調達を目的とした譲渡等に限って債権の譲渡を認めるよう条件を緩和するとともに、債権の譲渡により、相手方に損害を与えた場合は、損賠を賠償しなければならない旨を追記。

- (3) 瑕疵担保責任に関する条項の変更

改正民法において「瑕疵」の文言が「種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの」に改められるとともに、その場合の発注者の権利として履行の追完請求権と代金の減額請求権が定められたことから、「瑕疵担保責任」を「契約不適合責任」に変更のうえ、追完請求、代金減額請求について追記する等、記載内容を見直し。

- (4) 発注者による契約の解除に関する条項の変更

改正民法において債務不履行による契約の解除について受注者の帰責事由は不要となったことから、記載内容について見直し。

### 3. 適用開始時期

2020年4月1日以降見積依頼分より適用

### 4. お問い合わせ先

伊方サービス株式会社

総務部 経理課 担当：新井

TEL：050-8802-2011（直通） E-mail：k\_shini@ikata-s.co.jp

以上